

家畜衛生だより

豚熱発生時の殺処分範囲が変更されました！

令和8年5月19日に家畜伝染病予防法が改正され、今後は選択的殺処分を行うことになりました。

主な殺処分範囲（県が国と協議し決定）

- ・ワクチン免疫が成立していない豚
（ワクチン未接種、接種後20日未満、発育不良豚）
- ・症状が認められ、PCR陽性となった豚
- ・その他家畜防疫員が必要と判断した豚

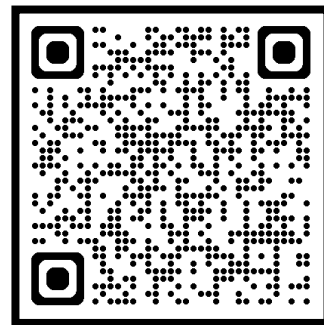
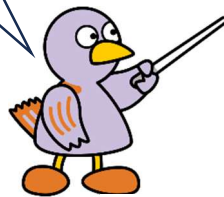
※例外的な対応

県の指示に従わず、ワクチンが適切に接種されていない場合→全頭殺処分
農場内に豚熱ウイルスが広く存在する場合や、監視プログラム適用期間中に複数回豚熱が発生した場合→繁殖豚を除く全頭が殺処分

農林水産省のホームページに「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針＋留意事項」および、「豚熱の選択的殺処分に関するQ&A」が公表されています。

詳細は、以下の二次元コードからご覧ください。

Q&A は現場からの質問等を踏まえ、都度更新予定です。



「農林水産省ホームページ 豚熱（CSF）について」

豚熱発生時の防疫措置の流れ

殺処分、死体等の処理、畜舎等の消毒（1週間間隔で3回行う）が全て完了した時点で防疫措置が完了



防疫措置完了後、監視プログラムが適用され、移動が制限されます。

監視プログラムの概要

制限期間：約3か月。条件に応じ1ヶ月程度に短縮可能。

豚に臨床上異常がないことを条件に国と協議を行い、以下が移動可能になります。

- ① 出荷適期の豚のと畜場出荷
- ② 子豚の肥育農場への移動
- ③ やむを得ない場合に限り、精液等の物品の移動

監視プログラムの期間中は、飼養者は家保に対して、豚に異常が無いか等の報告を毎日行う必要があります。



解除検査を行い、全ての豚において臨床検査で異常が確認されない、又はPCR陰性が確認されれば制限期間終了とともに、監視プログラムを解除。

■全頭殺処分から選択的殺処分が変わっても豚熱の発生リスクは以前と変わりません！

→引き続き飼養衛生管理の徹底をお願いします。

- ☑農場に出入りの際の人・物・車の洗浄/消毒の徹底
- ☑豚舎ごとの専用衣服と長靴の着用
- ☑野生動物侵入防護柵、防鳥ネットの破損有無の確認(修繕)
- ☑ネズミ等の小動物対策(駆除) ☑農場/畜舎周縁への消石灰散布

豚に異常があった場合は、すぐにご連絡ください

埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町107-1）

TEL：048-663-3071

（24時間、土日祝日も受付）